

## 令和 2 年度大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金 追加支給（オンライン学習に係る通信費相当額）のお知らせ （道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0 円)の世帯向け）

### 概要

新型コロナウイルス感染症対策のための特例的措置として、令和 2 年度の大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金の非課税世帯に対する給付金額に、オンライン学習の通信費相当額を追加して支給します。

### 追加支給の要件

次の①・②の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①令和 2 年度大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金において、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税(0 円)の世帯**（「家計急変世帯への支援」において同所得割額が**非課税に相当する世帯であると認められた世帯**を含む）と認定されること（※ 1）
- ②追加支給分について、オンライン学習の通信費にあてることを誓約すること（※ 2）

- ※ 1 : **生活保護（生業扶助）受給世帯は、通信費が生活保護費（生業扶助）の支給対象であるため、追加支給の対象ではありません。**
- ※ 2 : 家庭において通信費に係る負担が一切生じておらず、令和 2 年度内に通信回線等に係る契約を行う予定のない世帯、**府立学校におけるオンライン学習環境整備事業もしくは同等の事業の措置を受けている世帯は、追加支給の対象ではありません。**
  - \*「府立学校におけるオンライン学習環境整備事業」とは、府立学校でオンライン授業体制を確立するため、通信環境が整っていない家庭向けにパソコンやモバイルルーターの無償での貸出し（通信費込み）を行う制度です。
  - \*通信費とは、令和 2 年度における家庭でのオンライン学習に係る通信費（家庭でのインターネット回線の通信費、タブレット端末やスマートフォン等の通信費等）を指します。

### 追加支給に必要な書類

追加支給を受けようとする保護者等は、各学校から配付される「**オンライン学習の通信費に係る誓約書**」を記入の上、学校の定める期日までに在学する学校の事務室へ提出してください。

なお、奨学のための給付金を申請していない方や不認定となった方が、通信費の追加支給分だけを受け取ることはできません。奨学のための給付金を申請していない方は、必ず奨学のための給付金を申請してください。

### 追加支給の金額と支給時期

**10,000 円** ただし、以下の世帯は追加支給の金額が異なります。

- ・新入生向け前倒し給付のみを申請した世帯⇒**1,000 円**
- ・令和 2 年 7 月以降に家計が急変した世帯⇒ **(申請の翌月～翌年 3 月までの月数) × 1,000 円**

各申請が認定された場合の支給と同時に、指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

### お問い合わせ

#### ● 大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話 : 06-6941-0351 (代) FAX : 06-6946-1141

#### ● 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005

#### ● 大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>